

銚子市いじめ防止基本方針

平成 3 0 年 9 月 制定
(令和 5 年 7 月改訂)
(令和 7 年 4 月改訂)

銚子市

目次

I	基本的な考え方		1
1	いじめの防止等の対策に関する基本理念		1
2	法が規定するいじめの防止等への組織的対応		1
3	いじめの定義		2
	（1）いじめの定義		2
	（2）定義に基づくいじめの判断		2
	（3）留意点		3
4	いじめの視点		3
5	いじめの防止等に関する基本的考え方		3
	（1）いじめの防止		3
	（2）いじめの早期発見		3
	（3）いじめへの対処		4
	（4）地域や家庭との連携について		4
	（5）関係機関との連携について		4
II	いじめの防止等のための対策の内容		4
1	市（市教育委員会を含む）が実施する施策		4
	（1）いじめの防止等の対策のための組織の設置		4
	（2）市（市教育委員会を含む）が取り組む主な施策		5
2	学校及び学校の教職員の役割		7
	（1）学校いじめ防止基本方針の策定		7
	（2）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織		7
	（3）学校におけるいじめの防止等に関する措置		7
3	重大事態への対処		9
	（1）重大事態の意味		9
	（2）学校の設置者（＝市教育委員会）又は学校による調査		9
	（3）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置		1 1
	（4）重大事態発生時の対応フロー		1 2
	（5）銚子市いじめの防止等に係る組織の関係図		1 3

I 基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条に規定されている基本理念

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 法が規定するいじめの防止等への組織的対応

法に規定され、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国基本方針」という。）において示されているいじめの防止等のための組織等は次のとおりとなっている。本市においては、その趣旨を踏まえ、それぞれの組織等を設置することとする。

- (1) 地方公共団体は、学校・教育委員会・児童相談所・法務局又は地方法務局・都道府県警察その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができる（法第14条第1項）
→（P4「Ⅱ1（1）ア 銚子市いじめ問題対策連絡協議会」を参照）
- (2) 教育委員会は、「いじめ問題対策連絡協議会」との連携の下に「地方いじめ防止基本方針」に基づく対策を実効的に行うため、「附属機関」を置くことができる（法第14条第3項）
→（P5「Ⅱ1（1）イ 銚子市いじめ問題専門委員会（法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関）を参照）
- (3) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする（法第22条）
→（P7「Ⅱ2（2）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を参照）
- (4) 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第28条）
→（P9「Ⅱ3（2）ア②重大事態の調査主体と調査組織」を参照）

- (5) 地方公共団体の長等は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「附属機関」を設けて調査を行う等の方法により、学校の設置者又は学校の調査の結果について調査を行うことができる(法第29条～第32条第2項)

→(P5「Ⅱ1(1)ウ銚子市いじめ問題再調査委員会(重大事態の再調査を行う市長の附属機関)を参照)

3 いじめの定義

(1) いじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されている。

「いじめ」とは、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 定義に基づくいじめの判断

いじめの定義については国基本方針によって以下のように記載されている。

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ウ 本人がいじめを否定する場合は多々あることを踏まえる。
- エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断するものとする。
- キ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ク いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

ケ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(3) 留意点

(1) で挙げた「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 いじめの視点

国基本方針等では、いじめについて以下の①～④の視点を示している。

- ①いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ②いじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ③『暴力を伴わないいじめ』であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、『暴力を伴ういじめ』とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- ④学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、『観衆』としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている『傍観者』の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

市は、学校と関係機関と相互に連携して児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組を通じて「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。また、児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組を通じて、児童生徒を心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むとともに、その他いじめの予防のための対策として法教育の視点からの人権の問題や、他者をいじめることにより発生する責任などについての具体的な指導を推進することが必要である。

その際は、いじめの背景として、クラスや部活動などの集団が、友人関係等における不和・不仲や過度の競争意識などにより、ストレスを高める状態に陥っていないか留意するとともに、児童生徒には他者を尊重する気持ちを養い、自己肯定感を高め自信を持たせるなど、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対処の前提であり、定期的な

アンケート調査や個別面談等により積極的にいじめの兆候を捉え、いじめを受けている又はいじめを認知した児童生徒が、速やかに相談できる体制を学校内外に整備する取組が重要である。

(3) いじめへの対処

いじめの防止等の対策に関する基本理念にあるように、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが、何よりも重要である。

このように児童生徒を徹底して守り抜くために、学校は組織として対応し、家庭、教育委員会等と連絡を密にし、必要に応じて警察や児童相談所など関係機関と速やかに連携を図ることが重要である。

また、いじめを行った児童生徒に対して事情確認（その児童生徒の家庭環境など背景も含んだ総括的なもの）した上で、適切に指導するとともに、いじめが発生したクラスや部活動等の集団の状況を適切に把握し、併せて、必要な指導を行い、再発防止を徹底する。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校は地域や家庭との連携を図ることが重要である。

また、学校は、積極的に情報発信するなど家庭との連携強化に努め、いじめを含む問題行動等が発生した際に、迅速に協力し、対処できる体制を確立しておくことが重要である。

(5) 関係機関との連携について

個別の事案への対応はもとより、いじめの未然防止や早期発見の観点からも学校や家庭、教育委員会と関係機関（警察、児童相談所など）との連携は重要である。連携を促進するため、市は各学校が関係機関に協力を要請しやすいような環境を整えることが必要である。

また、連携の成果を高めるためには、具体的な事例に基づき、どのような協力が可能なのか等、平素から検討しておく必要がある。

Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容

1 市（市教育委員会を含む）が実施する施策

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

ア 銚子市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項の規定を踏まえ、条例の定めるところにより、「銚子市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。本協議会は保護者を代表する者、銚子市立小学校及び中学校の校長を代表する者、銚子警察署の職員、銚子児童相談所の職員、教育委員会の職員、その他教育委員会が必要と認める者の委員で構成する。

イ 銚子市いじめ問題専門委員会（法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関）

市いじめ問題対策連絡協議会と市教育委員会との円滑な連携の下に、市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、法第

14条第3項の規定を踏まえ、条例の定めるところにより、市教育委員会に附属機関として銚子市いじめ問題専門委員会を設置する。

本委員会は、国の基本方針において、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の学校の設置者としての調査組織とすることが望ましいとされていることから、その調査組織を兼ねるものとし、組織の構成も調査を前提として、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者で構成することを基本とする。なお、調査を行う場合にはいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めるものとする。

ウ 銚子市いじめ問題再調査委員会（重大事態の再調査を行う市長の附属機関）

市長は、法第28条第1項の規定による重大事態に係る調査の結果について報告を受けて、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うものとする。

再調査は、銚子市いじめ問題再調査委員会により実施することとし、この委員会は、市長の附属機関として条例により設置する。

当該委員会は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者で構成することを基本とし、当該再調査に係るいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成するなど、公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

（２）市（市教育委員会を含む）が取り組む主な施策

ア いじめの防止

- ① 児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民・青少年健全育成団体・福祉施設等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者との命を大切にすることを育むとともに、「いじめや暴力行為（児童虐待、DVを含む）等の人権侵害は許されない行為である。」という意識を高めることを目的とする「命を大切にできるキャンペーン」を4月から7月を強化期間として取り組む。
- ② 児童生徒のいじめ防止等の重要性などの理解を深めるとともに、児童会や生徒会等によるいじめの防止に向けた自主的取組を促進するため、毎年9月から翌年1月を「いじめ撲滅キャンペーン」とし、学校と連携の上、いじめの防止等の啓発活動に取り組む。
- ③ 各学校において、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する説明会及び研修会を開催するなど、いじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の徹底や保護者への啓発を図るよう推進する。
- ④ いじめ防止等のための教職員の資質向上を図るため、各学校の生徒指導担当者をはじめとした教職員対象の研修や会議を計画的に実施するとともに、各学校における校内研修の充実を推進する。
- ⑤ 学校におけるいじめの防止等のための研修の充実や対策の適切化を図るため、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者、いじめへの対処に関し助言できる者などの人材に係る情報提供を行う。
- ⑥ いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、学校における児童生徒指導体制の充実に向けた教員等の配置等を行う。

- ⑦ 障害の有無などによる分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合うことを目指し、交流及び共同学習などを通して障害児・者に対する理解の促進を図るとともに、障害のある児童生徒に対する適切な支援や指導を充実させる「特別支援教育」を推進する。
- ⑧ 各学校におけるいじめの実態把握及び防止等のための取組等について、定期的に報告を求め、取組状況等を点検するとともに、必要に応じて、学校に対する取組の充実を促すなど、適切に指導・助言する。

イ いじめの早期発見

- ① いじめの実態把握、早期発見・対応等を図るため、定期的な教育相談と毎月の「いじめアンケート」をもとに児童生徒へのきめ細かな対応を行う。
- ② 教育委員会におけるいじめに関する相談・通報の窓口について明確化し、教育委員会以外の相談機関の紹介も含めて、児童生徒や保護者、教職員、市民へ必要な周知を行う。

ウ いじめへの対処

- ① 本基本方針を踏まえ、市教育委員会が、学校に対して、いじめの防止等に関し、必要な助言・指導を行うとともに、いじめが発生した場合には、指導主事等の派遣による支援、必要な調査等を行う。
- ② いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合には、市教育委員会が学校相互間の連携協力体制の調整を行いながら、いじめの解決の対応を進める。

エ 家庭や地域との連携

- ① いじめ問題に関する理解を促進し、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、各学校において、地域とともに歩む学校づくりを推進し、その中で、いじめの防止等をはじめとする児童生徒の健全育成のための共通理解を進める場の設定や、協働型学校評価への目標設定等により、PTAや地域の関係団体等と連携して取り組むように努める。
- ② より多くの大人が子供と関わり、子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、青少年指導センターや放課後児童クラブなど、学校と家庭・地域が組織的に連携する体制づくりの拡充を進める。

オ 関係機関との連携

- ① 銚子警察署、銚子児童相談所、健康づくり課、医療機関などの関係機関との連携を図る上から、日頃からの担当者間での情報交換や連絡会議の開催などを進める。
- ② 銚子市小中高生徒指導連絡協議会、学校・警察連絡協議会など、学校関係機関とも連携を図りながら、いじめを含む児童生徒の指導上の問題の解決を目指した取組を進める。

カ 重大事態への対処

⇒（P 9「3 重大事態への対処」を参照）

2 学校及び学校の教職員の役割

学校及び学校の教職員は、保護者、地域住民、関係機関等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処する必要がある。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条に基づき、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

策定された学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページに掲載するほか、入学時や年度初め等、様々な機会を活用して児童生徒、保護者に説明する。さらに、学校いじめ防止基本方針に示された、アンケート調査、個人面談、いじめの認知と対応、校内研修等、学校の具体的な取組の実施状況について学校評価の評価項目に設定し、各学校は評価結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づいて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、いじめへの対応に当たり、特定の教職員が問題を抱え込まないように、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行う必要がある。また、学校にはいじめの防止等の対策のための組織を置く必要がある（※法第22条）。この組織が「情報の共有及び協力体制の構築」を実現するものであり、各学校のいじめの防止等の対策のための中核的組織である。

※法第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行うために、学校いじめ対策組織は、その役割や活動内容が児童生徒及び保護者に理解してもらえるよう、様々な機会を捉えて説明する必要がある。特に、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるよう努める必要がある。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。その際、千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年千葉県条例第31号）第14条にある「児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組」「児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組」「その他いじめの予防のための対策」として、『いのち』のつながりと輝きを主題とし「考え、議論する」ことを意識した道徳教育の充実、「いのちを大切にするキャンペーン」、「豊かな人間関係づくり実践プログラム（小・中学校用）」などに取り組む。

イ いじめの早期発見

教職員は、児童生徒が自らSOSを発信すること及び、いじめの情報を教職員

に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そのために、昼休み等授業時間外の児童生徒の人間関係を観察する等、日常的にいじめの早期発見に努める、組織的な取組が重要である。さらに、いじめの状況把握のため、学校いじめ防止基本方針に各学校の実態に応じた定期的なアンケート調査を位置付け計画的に実施するとともに、個人面談等児童生徒と教員が一对一で直接話す機会を設定するといった取組が重要である。

加えて、校内の教育相談体制の充実に努めるほか、学校内外のいじめ相談・通報窓口の周知を徹底する。

保護者には、いじめがあった場合の子供の変化の特徴を示し、気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知するなど、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効である。児童生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制整備が必要である。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、平素から報告連絡体制を徹底し、特定の教職員で抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべて学校いじめ対策組織に報告・相談し、速やかに組織的に対応する。

報告・相談を迅速に行うためには、教職員が情報共有をする手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定め、確認しておく必要がある。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

事案によっては、警察への通報など関係機関と速やかに連携する。

いじめが認知された場合には、学校いじめ対策組織は被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝えるなど、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。適切な調査に基づき、被害児童生徒、保護者には適宜状況を説明し、安心して学校に通学するための措置を確実に行う。説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝えることが大原則である。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、国基本方針において定められている。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとされていることに留意が必要である。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめ事案の解決においては、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の指導についても組織的に実施する必要がある。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、上記ア及びイに規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、アの「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図（きと）した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

イの「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) いじめ重大事態に対する平時からの備え

ア 各学校におけるいじめの実態把握、いじめ防止、欠席状況等の取組等について、毎月各校より提出される報告書を確認し、状況等を点検するとともに、必要に応じて、学校に対し、適切に指導・助言する。また、緊急を要する場合は、速やかに連絡できる体制を整備する。

イ 教育委員会における相談・通報窓口について明確化し、関係機関の紹介も含めて、市HPへ掲載し、保護者等へ周知する。また、メール相談の受付を行う。

ウ 銚子市いじめ問題専門委員会を設置し、法務相談体制を整備する。また、必要に応じて、千葉県教育委員会と連携する。

エ 銚子市いじめ問題対策連絡協議会や銚子市小中高生徒指導連絡協議会、銚子市学校警察連絡協議会、銚子市要保護児童対策地域協議会等、関係機関と連携を図り、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整備する。

オ 銚子市いじめ防止基本方針を、市HPに掲載し、重大事態発生時の調査組織、対応手順等を示す。

カ 各小中高校は、「いじめ重大事態に関する学校における平時からの備えチェックリスト」を市教育委員会へ年3回（4月、9月、1月）提出する。市教育委員会は各校の取組を確認し、必要に応じて、指導・助言を行う。

(3) 学校の設置者（＝市教育委員会）又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教

育委員会はこれを市長に報告する。

② 重大事態の調査主体と調査組織

重大事態の調査は、法第28条によれば、学校の設置者が主体となって行う場合と学校が主体となって行う場合が考えられ、国基本方針において、「学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する」と示されていることから、本市においては、対象事案に応じて次の区分に基づき、市教育委員会が判断する。

なお、学校が主体となって調査を行った場合でも、その後、市教育委員会が必要と認めるときは、銚子市いじめ問題専門委員会（市教育委員会の附属機関）によって調査を行う。

（a）学校が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〔調査組織〕

学校に設置の「学校対策委員会」を母体として、学校運営協議会委員、PTA役員、学校医などの学校教職員以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

（b）市教育委員会が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合には、市教育委員会が主体となって調査を行うものとする。

〔調査組織〕

条例によりあらかじめ設置される銚子市いじめ問題専門委員会（市教育委員会の附属機関）を調査組織とする。（P4「Ⅱ1（1）イ銚子市いじめ問題専門委員会（法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関）」を参照）

③ 実施する調査の内容

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定の上、適切に調査を進める。

(a) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

(b) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

イ 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供

市教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

② 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、市教育委員会より（学校が調査主体となったものは、学校より市教育委員会に報告し、市教育委員会を通じて）、市長に報告する。

(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

市長は、法第30条第2項に基づき、調査結果の報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、

銚子市いじめ問題再調査委員会（市長の附属機関）により再調査を行う。（P 5「Ⅱ 1（1）ウ 銚子市いじめ問題再調査委員会（重大事態の再調査を行う市長の附属機関）」を参照）

この委員会においては、当該重大事態の状況及び法第28条第1項の調査組織による調査結果を踏まえ、調査方法等を決定し、適切に調査を行うものとする。また、市長は当該委員会による調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

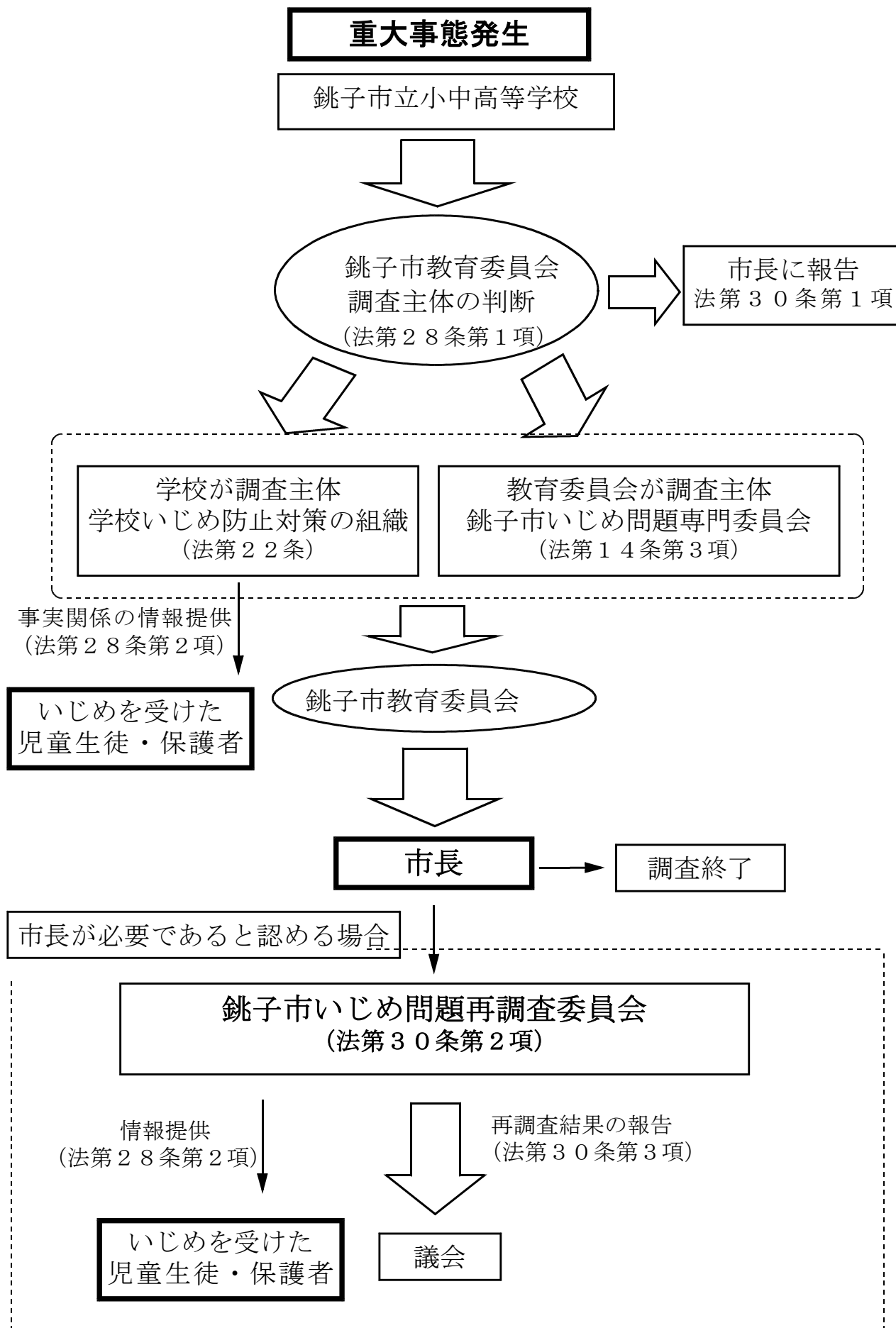
なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

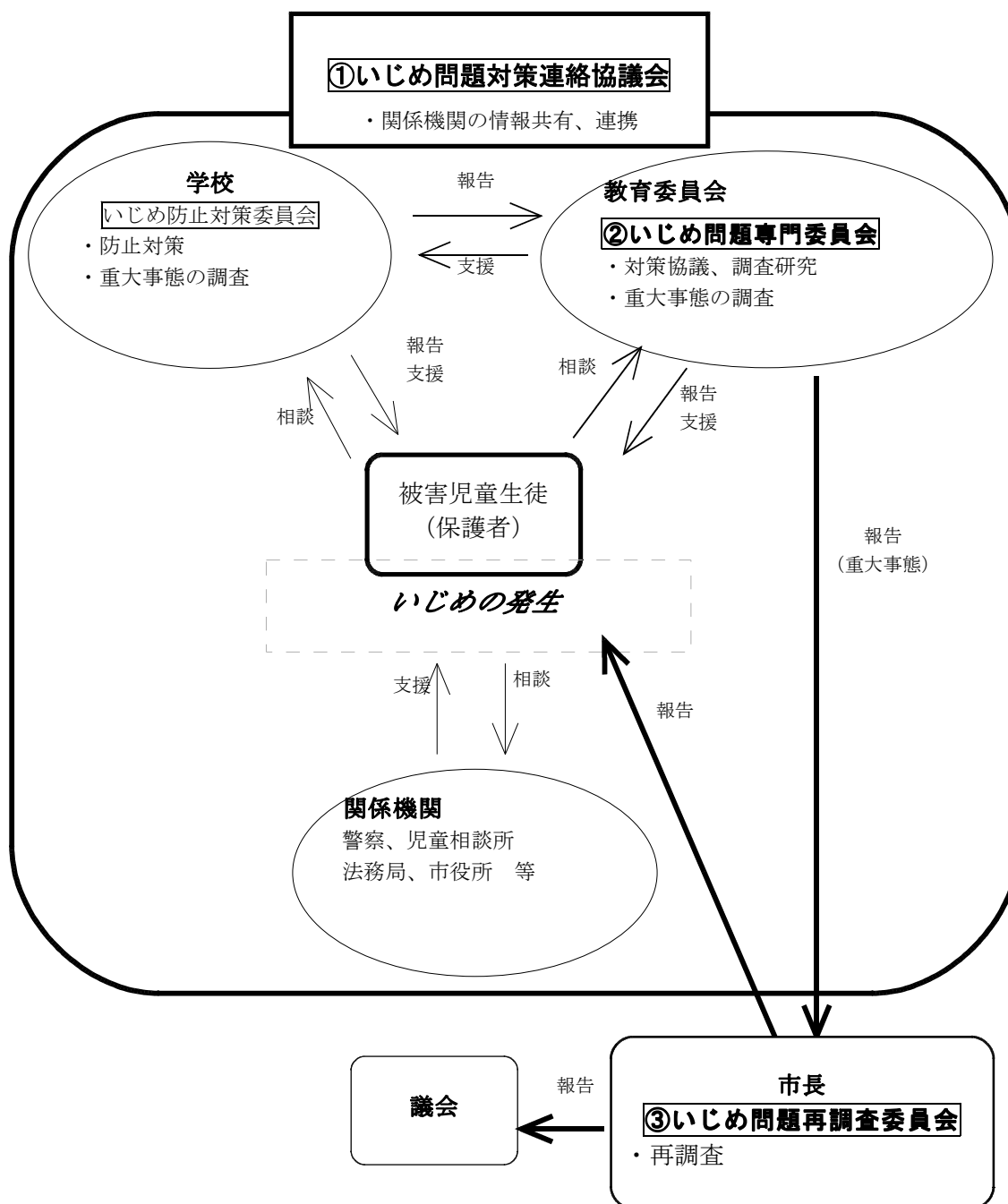
市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮しながら、その結果を市議会に報告する。

さらに、市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(5) 重大事態発生時の対応フロー



(6) 【鉾子市いじめの防止等に係る組織の関係図】



様式例

〇〇 第 〇 〇 号
令和 年 月 日

〇〇教育委員会 様

〇〇市立 学校長
〇〇 〇〇 印

いじめの重大事態の認知に係る報告書

このことについて、いじめ防止対策推進法第30条に基づき、下記のとおり報告します。

記

I 概要

1 事故の種別	いじめ防止対策推進法第28条第 号	
2 発生日時	令和 年 月 日 () 午後 時 分頃 (第2号事案については、相当日数に達した日)	
3 発生場所	〇〇	
4 当事者	学年学級、	〇年〇組
(1) 被害 児童生徒	氏名	〇〇 〇〇 (以下被害生徒Aとする)
	住所	〇〇〇〇
	保護者名	〇〇 〇〇
(2) 相手方	児童生徒B	年 組 〇〇 〇〇
	児童生徒C	
	児童生徒D	
5 事故の程度 (事案の状況が確認できていなくとも、疑いや申立ての内容を記載)	訴えのある被害の状況(2号の場合、欠席の状況を記載する。)	

II 事故の状況

6 (1) 事故の状況(疑いのある行為についても、その旨を示したうえで記載する)
7 現場の見取り図(文書による表現も可とする)

Ⅲ 事故の処置など

8 事故発生時の処置 令和 年 日 () 午後 時 分頃、
9 事故発生までの学校の指導（いじめに関する学校の取組、教職員研修等）
10 校長の意見
11 今後の対策 (1) 調査主体 ○○主体で調査を実施する。(第三者については決まっていれば記載) 校内いじめ防止対策組織（校長、教頭、生徒指導主事、○○、○○、○○） 第三者委員 ○○大学○○○○ ○○病院医院長 精神科医 ○○○○ (2) 調査方法 例 ・聞き取り（被害児童・加害児童・双方の保護者・当該クラス児童生徒・全教職員） ・アンケート調査（○学年全児童） ・弁護士・医師。ＳＣ等による分析及び○○委員会での検討 (3) 被害児童生徒に対する処置等 ・安全確保、学習の保障等について記載 (4) 学校の取組 (5) 再発防止策 (6) 事案の振り返り
12 その他の参考事項（保護者の状況等）
13 市教委の見解

いじめ重大事態に関する学校における平時からの備えチェックリスト

学校名 銚子市立

学校

記載者氏名

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐